

まん延防止等重点措置を踏まえた 感染拡大防止の取組

令和3年5月8日

対象区域

札幌市を除く、全道域

期 間

令和3年5月9日(日)～5月31日(月)

実施内容

札幌市におけるまん延防止等重点措置の実施及び医療非常事態宣言の発令を踏まえ、できる限り札幌市との往来を控えるほか、手洗い、マスク着用といった基本的な感染防止行動を実践するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条により、道民等に対する協力要請を行う

- I . 感染防止行動の実践(道民の皆様等に対する協力の要請)
- II . 行動変容の定着に向けた普及啓発等
- III . 感染拡大の予兆の探知等
- IV . 予兆に対する迅速な対応

I. 感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

○札幌市との不要不急^(※1)の往来は控える。

※1 具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても混雑している場所や時間を避けて行動してください。

○「緊急事態宣言」^(※2)及び「まん延防止等重点措置」^(※3)の対象都府県との不要不急の往来は控える。

※2 東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 (R3.5.12現在)

※3 埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県 (R3.5.12現在)

○体調が悪いときには、外出を控える。

○重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。

I. 感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

2 飲食の際には

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- テレワークや時差出勤を推進する。
- 特に石狩振興局管内の事業所等においては、まん延防止等重点措置における要請や協力依頼の内容を参考にしながら、感染防止対策を徹底する。

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等 【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道の取組

道民向け情報発信

- ・北海道ゆかりの著名人のアナウンスによる普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用
- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起

飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

III. 感染拡大の予兆の探知等

早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所及び道立保健所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

IV. 予兆に対する迅速な対応 【集団感染への対応】

道の取組

感染拡大防止体制の構築

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

- ・衛生資器材の確保
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・検体採取用車両の積極的な活用
- ・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

IV. 予兆に対する迅速な対応 【感染拡大への対応】

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・医療提供体制等への負荷が高まっているか